平成２２年（フ）第２８号
千葉県習志野市実籾４丁目３番35―305号
債務者　高橋　　実
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３１９３号
愛知県東海市名和町中小松揃16番地の１　エントピア・アイランド１―Ｂ
債務者　永田　清久
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６９５号
愛知県小牧市大字入鹿出新田1094番地１　レインボーパレス203号
債務者　小林　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３３号
北海道北見市川東21番地82
債務者　白田めぐみ（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
北海道北見市北７条東４丁目７番地１　７条東ハイム８号
債務者　那須　祐介
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
愛知県安城市大東町25番20号
債務者　原田実千代
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２５号
北海道稚内市港２丁目５番11号
債務者　佐藤美佐子（旧姓羽立）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第２６号
北海道稚内市港２丁目５番11号
債務者　羽立　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第７２７号
群馬県前橋市荒牧町570番地６　メゾンマルシメ206号
債務者　大内　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７３２号
群馬県佐波郡玉村町大字五料335番地30
債務者　菊地　啓司
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７６６号
群馬県佐波郡玉村町大字上福島517番地１
債務者　小川　和士
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１１号
群馬県伊勢崎市連取町766番地104
債務者　栗原　千哲
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１３号
群馬県前橋市茂木町311番地８
債務者　斎藤　進一
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１５号
群馬県前橋市大手町３丁目20番22号
債務者　野田　　聡
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２０号
群馬県前橋市天川大島町１丁目13番地14　群企ビル301号
債務者　五十嵐保男
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２４号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井2961番地17
債務者　穂坂　和美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２３号
群馬県安中市野殿871番地
債務者　戸塚　秀子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２５号
群馬県高崎市金古町1904番地15　原崎アパート東南
債務者　福原かおり（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部